

# 令和2年第5回岐阜県議会定例会提出議案（給与関係条例）

（令和2年11月27日）

議第168号 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を次のとおり0.05月分引き下げる。

※期末手当の算定方法：基準日（6月1日又は12月1日）の給料月額×1.2×支給割合

現 行	改 定 後	備 考
4. <u>35</u> 月  〔6月：2. <u>175</u> 月〕 〔12月：2. <u>175</u> 月〕	4. <u>30</u> 月  〔6月：2. <u>15</u> 月〕 〔12月：2. <u>15</u> 月〕	※ 令和2年度は、12月期で調整  〔6月：2. <u>175</u> 月〕 〔12月：2. <u>125</u> 月〕

（令和2年度分は令和2年12月1日から、令和3年度分以降については令和3年4月1日から施行）

議第169号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

- 1 岐阜県人事委員会の令和2年11月11日付けの給与についての勧告に鑑み、期末手当の支給割合を次のとおり0.05月分引き下げる。

区 分	現 行	改 定 後	備 考
一般職員 （期末手当）	2. <u>60</u> 月  〔6月：1. <u>30</u> 月〕 〔12月：1. <u>30</u> 月〕	2. <u>55</u> 月  〔6月：1. <u>275</u> 月〕 〔12月：1. <u>275</u> 月〕	※ 令和2年度は、12月期で調整 〔6月：1. <u>30</u> 月〕 〔12月：1. <u>25</u> 月〕
管理・監督職員 （期末手当）	2. <u>20</u> 月  〔6月：1. <u>10</u> 月〕 〔12月：1. <u>10</u> 月〕	2. <u>15</u> 月  〔6月：1. <u>075</u> 月〕 〔12月：1. <u>075</u> 月〕	※ 令和2年度は、12月期で調整 〔6月：1. <u>10</u> 月〕 〔12月：1. <u>05</u> 月〕
任期付研究員・ 任期付職員 （期末手当）	3. <u>40</u> 月  〔6月：1. <u>70</u> 月〕 〔12月：1. <u>70</u> 月〕	3. <u>35</u> 月  〔6月：1. <u>675</u> 月〕 〔12月：1. <u>675</u> 月〕	※ 令和2年度は、12月期で調整 〔6月：1. <u>70</u> 月〕 〔12月：1. <u>65</u> 月〕

- 2 特殊勤務手当のうち、実技訓練手当（日額960円の範囲内）の支給対象者に、障がい者職業能力開発校で職業訓練業務に従事する職員を追加する。

（1（令和2年度分に限る。）は令和2年12月1日から、1（令和2年度分を除く。）は令和3年4月1日から、2は公布の日から施行）